

第47回

弁護士からみた
環境問題の深層

時田 龍太郎

弁護士／日本CSR推進協会・環境法専門委員会委員

一年目の弁護士から見た有価証券
報告書のサステナビリティ情報開示

2023年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、日本の法定開示書類においてもサステナビリティ情報の開示が義務付けられ、その内容については現在精緻化の只中にある。その状況においても、各企業の試行錯誤を通じて、手探りながら確かな実務が積み重なっていると理解しており、その様子を、なるべく私視点からの等身大で、平易かつリアルにご説明していきたい。なお、本稿の内容は筆者個人の見解であり、筆者が所属する団体の見解ではない。

はじめに

私は昨年末に弁護士になり、それ以来、都内の大規模法律事務所ではキャピタルマーケット（資本市場）の業務を中心に取り組んでいる。キャピタルマーケットの主な弁護士業務は、企業が株式や社債等の発行を通じて資金調達を行う場面を中核として、資本市場における企業情報開示やコーポレートガバナンスなどの規制に関し幅広く法的サポートを行うことである。国内の資本市場における規制の代表的なものは金融商品取引法（以下「金商法」という。）である。金商法や関連する政府令は、見慣れていないと弁護士ですら解読の難しい条文が多く、さらに、法文に書かれていないガイドラインや金融庁の考え方（いわゆるパブリックコメントに対する回答）なども重要であるため、それを専門に取り扱う弁護士の数は多くない。一方で、有価証券報告書は、かつては企業の経理部門が作成する財務報告書類であったが、近時はいわゆる記述情報（非財務情報）の記載の充実が当局やグローバルな投資家から要求され、経営企画部門や人事部門なども巻き込みながら全社での検討が必要な書類となっており、その過程で弁護士にご相談をいただく機会が増加している。そういった背景から、入所以来、有価証券報告書をはじめとする国内の開示書類について、金商法をはじめとする法令や、これまで積み重なってきた開示プラクティスに適合するように検討を行う機会がしばしばあった。

キャピタルマーケットの開示書類では、虚偽記載はもちろん、「誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載」の欠落も許されないが、そのような抽象的な法規範の

解釈が訴訟や行政処分等で公的に示される機会が多くはないため、過去の他社の開示例が、市場から期待される水準を知る上で重要な資料となる。そこで、クライアントからのご相談に回答するために、過去の開示例を相当数収集し、分析・検討してきた。

とりわけ、今年は、3月期決算の企業にとっては、サステナビリティ情報の開示が義務となってから2回目の有価証券報告書であり、自社における検討の進展や他社開示との比較などに関わる相談が多く、学生の頃から環境やサステナビリティに密かに興味を持っていた私は、何度かそのような案件に携わらせていただき、多くの企業のサステナビリティ開示例に目を通した。

その中で、サステナビリティ情報開示が、現在どのような枠組みのもとで行われ、今後どのような枠組みのもとで行われていくことが見込まれるのか、整理してみたいと思うに至った。

実際の開示例（特に気候変動の開示箇所）を確認していて、サステナビリティ開示についてのもともとのイメージとギャップを感じた点があった。学生の頃の私は、教科書のESG投資の頁などを読んで、投資において「環境のために良いことをしている」ことを重視する機運が強まっているという漠然とした認識を持っていた。そのため、サステナビリティ開示が義務になったと聞いて、その内容は、きっと、環境のために行っている施策をそれぞれアピールするようなものであるというイメージをしていた。しかし、実際の開示例を読んでいると、気温の上昇の程度で場合分けをし、企業が受ける影響を分析している内容が大部分を占めていた（後述のシナリオ分析）。他方、当初の私

のイメージからすると、気候変動についていえば、温室効果ガスの排出を減らすために行っている施策が記載されるべきことになるが、そのような内容は記載されていないか、最小限の記載がされているにとどまるかが多いという印象を受けた。この点についても、シングルマテリアリティとダブルマテリアリティという視点が関連するよう思われたため、整理を試みる。

1. 現在日本の有価証券報告書の開示のサステナビリティ開示の現状

1.1 サステナビリティ開示の法制化

サステナビリティ情報の開示に関する法制化の動きが世界的に広がっている¹⁾。日本においても、2022年6月に公表された令和3年度の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」「コーポレート・ガバナンスに関する開示」等の制度整備を行うべきとの提言がなされ、金商法の下位法令である「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」という。)[「企業内容等の開示に関する留意事項について(開示ガイドライン)」(以下「開示ガイドライン」という。)]等が改正され、2023年1月31日に公布・施行された²⁾。これにより、有価証券報告書の中に、サステナビリティ情報の「記載欄」が新設された。

そして、財務会計基準機構に設置されているサステナビリティ基準委員会(以下「SSBJ」という。)は、国際サステナビリティ基準委員会(以下「ISSB」という。)が策定したサステナビリティ開示に関する国際基準を踏まえた日本における開示基準の公開草案を策定して、2024年3月29日に公表し³⁾、同年7月31日までコメントの募集を行った。SSBJの基準は、ISSBが2023年6月に公表した、国際会計基準(IFRS)のS1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」(「IFRS S1号」)及びS2号「気候関連開示」(「IFRS S2号」)を基礎とした、日本版の開示基準として開発され、一般に公正妥当と認められる会計基準と同様、個別の告示指定を受けて金商法上の開示基準となることが想定されている。上記開示府令の改正により設けられた記載欄において、どのように記載すべきかについてのルールをもたらずものと位置づけられる。確定基準の目標公表時期は2024年度中(遅くとも2025年3月31日まで)とされているが、有価証券報告書への強制適用が開始する時期については、まだ定まっていない状況である⁴⁾。したがって、現状は、「記載欄」に記

載すべき内容は、開示府令に付された様式の「記載上の注意」に一定の定めがあるものの、詳細なルールはない。

私が昨冬に弁護士になって以来にらめっこの生活をしてきた限りでは、有価証券報告書の提出義務のある多くの企業において、共通する型に従った開示がなされており、記載内容に、一様ではないが、業種等に応じてパターンができつつあると感じた。そして、改正開示府令は2023年度3月末提出の有価証券報告書から適用され、2024年度3月末で2回目を迎えたが、1回目に開示された内容よりも、2年目に開示された内容の方が、企業ごとの内容のばらつきがそういったパターンに近づくように収束していたように感じた。

改正開示府令の記載上の注意における項目分けは、「a ガバナンス及びリスク管理」「b 戦略並びに指標及び目標」「c 人的資本に関する戦略並びに指標及び目標」となっていてこれだけからどのような整理なのかを読みとるのはやや難解だが、金融庁の解説資料によれば、「サステナビリティ共通」、「気候変動」、「人的資本・多様性」のそれぞれについて、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」を示すことが求められている⁵⁾。

以下では、具体的なイメージを持ちつつご覧いただけるよう、サステナビリティ気候変動関連の開示における好事例のひとつである取組みが顕著な西松建設株式会社(以下「西松建設」という。)の有価証券報告書を例にとらせていただき、項目については主に「気候変動」の「戦略」に絞って、枠組みを概観していく。

1.2 実際の開示例の紹介⁶⁾

昨年3月末に義務化されて以降、多くの企業でサステナビリティ開示についての取組みが強化され、紹介させていただきたい開示例は多く存在しているが、本稿では紙幅の関係で、1例のみ、後述のとおり昨年のものが好事例集2023にも掲載された西松建設の開示例を紹介させていただく。私が目にした限り、かなり取組みが進んでいる例である。以下の各項においては、同開示例の記載ぶりを参照しつつ、上記開示制度の実施状況について確認していく。

1.3 TCFD開示

金融庁は、改正開示府令の公布・施行と同じ2023年1月31日に、「記述情報の開示の好事例集2022」を公表している。この内容の詳細は後述するが、そのうち、気候変動の開示についての好事例集では、TCFD提言が推奨される開示項目として紹介されている。また、同日公表された「記述情報の開示に関する原則(別添)ーサステナビリ

ティ情報の開示について」においても、TCFD又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられると記載され、適用が想定されていることが示されている⁷⁾。

TCFDとは、G20の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」のことである。TCFDは2017年6月に最終報告書を公表し、企業等に対し、気候変動関連リスク、及び機会に関する項目について開示することを推奨している。最終報告書では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスクマネジメント」、「指標と目標」が記載項目として掲げられており、「リスク管理」においては、シナリオ分

析を行うことが求められている。TCFD開示で求められているシナリオ分析では、21世紀末の世界の平均気温が工業化以前の19世紀後半頃と比べて、2℃上昇するケースと4℃上昇するケースのシナリオを設定し、2つのシナリオにおける自社の戦略やビジネスモデルを検討するというものである。環境省が公表しているシナリオ分析実践ガイドでは、気温上昇についてのそのような複数のシナリオを想定し、その場合のリスクとその反対の機会を特定して項目を立てた上で、その内容、対応策、重要度について記載することが示されている⁸⁾。

西松建設でも、1.5℃シナリオと4℃シナリオを想定したリスクと機会の詳細な分析を行っている（表1）。対応策については、本稿には引用していない「指標と目標」の箇所に記載されている。

表1 気候関連リスク及び機会

（戦略/機構関連リスク及び機会）

気候関連のリスク			
リスク分類	リスク内容	影響を受ける期間	該当シナリオ
移行リスク	炭素税の導入（コスト増加）	中/長	1.5℃
	木造高層建築トレンドへの技術対応の遅れ（売上減少）	中/長	1.5℃
技術リスク	気温上昇に起因する労働力減少 →プレキャスト化への対応遅れ（売上減少）	中/長	1.5℃/4℃
	気温上昇に起因する労働生産性低下 →工期の長期化に伴う売上機会の損失（売上減少）	中/長	1.5℃/4℃
物理性リスク	気温上昇に起因する労働生産性低下 →工事原価の上昇（コスト増加）	中/長	4℃

気候関連の機会			
機会分類	機会内容	影響を受ける期間	該当シナリオ
資源効率	保有不動産における税炭素ニーズ（省エネ化・ZEB化・再エネ化）への対応（売上増加）	短/中/長	1.5℃
	建物のZEB化ニーズの高まり（売上増加）	中/長	1.5℃/4℃
製品およびサービス	再生可能エネルギー関連工事の拡大（売上増加）	中/長	1.5℃
	省エネ関連事業（太陽光、小水力、木質バイオマス、地熱、バイオガス）の需要増加（売上増加）	短/中/長	1.5℃
	気温上昇に起因する労働生産性低下 →工事原価の上昇（コスト増加）	中/長	4℃
強靱性（レジリエンス）	激甚化する自然災害に対する迅速な復旧対応（売上増加）	短/中/長	1.5℃/4℃
	防災、減災関連工事の増加（売上増加）	中/長	1.5℃/4℃

【分析時間軸（年度）】
短期：2020～2025
中期：2026～2030
長期：2031～2050

（出典：「西松建設株式会社 第86期有価証券報告書」より作成）

1.4 好事例集

上記「記述情報の開示の好事例集2022」⁹⁾では、改正開示府令の公布・施行に先駆けて、2022年3月期等の有価証券報告書で行われていた、TCFDのフレームワークに沿った開示の例を36例紹介し、「好事例として着目したポイント」ということで、どのような点でその開示例が好ましいのかを説明していた。2023年12月27日には、「記述情報の開示の好事例集2023」¹⁰⁾も公表され、2022年のものにも記載されていたものではあるが、「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」についてより具体的な内容を示したり、「好事例として採り上げた企業の主な取組み」について、具体的な企業名を挙げ、その

企業がTCFD提言に沿った開示を行うに至った経緯やそのプロセスについて紹介したりして、TCFD開示を行う前提としての分析を行う企業の増加につながる有益な内容が盛り込まれていた。

既に述べたとおり、西松建設の開示例（2023年3月の有価証券報告書の記載）は好事例集2023に掲載されており、「好事例として着目したポイント」としては、表2の記載について「シナリオ分析の前提条件をシナリオごとに設定し、その内容を端的に記載」との説明、図1及び図2に対応する記載について「リスクと機会による営業利益への影響額の増減を1.5℃、4℃のシナリオごとにウォーターフォールグラフを用いて定量的に記載」との説明がされていた。

表2 シナリオ分析の前提条件

気温上昇推定値	採用シナリオ	想定した環境	対象事業	分析時間軸(年度)
1.5°C	【移行】IEA※1 NZE※2	世界の平均気温を産業革命以前の水準から1.5°Cで安定させるための道筋を示す。クリーンエネルギー政策と投資が急増し、先進国は他国に先駆けて正味ゼロに到達するシナリオ。	●建設事業(国内土木・建築、国際) ●アセットバリュアード事業 ●地域環境ソリューション事業	短期: 2020~2025 中期: 2026~2030 長期: 2031~2050
	【物理】SSP※3 1・2.6	持続可能な発展の下で、産業革命以前の水準から温度上昇を2°C未満に抑える気候政策を導入。21世紀後半にCO ₂ 排出正味ゼロの見込み。優位安定化シナリオ。		
4°C	【移行】IEA※1 STEPS※4	現段階で各国が表明済みの具体的政策を反映したシナリオ。温度上昇が2°Cを超える前提。		
	【物理】SSP5・8.5	化石燃料依存型の発展の下で、気候政策を導入しない高位参照シナリオ。		

※1 IEA: (International Energy Agency) 国際エネルギー機関
 ※2 NZE: (Net Zero Emissions by 2050 Scenario) ネットゼロ排出シナリオ
 ※3 SSP: (Shared Socio-economic Pathways) 共通社会経済経路
 ※4 STEPS: (Stated Policies Scenario) 公表政策シナリオ

(出典:「西松建設株式会社 第86期有価証券報告書」より作成)

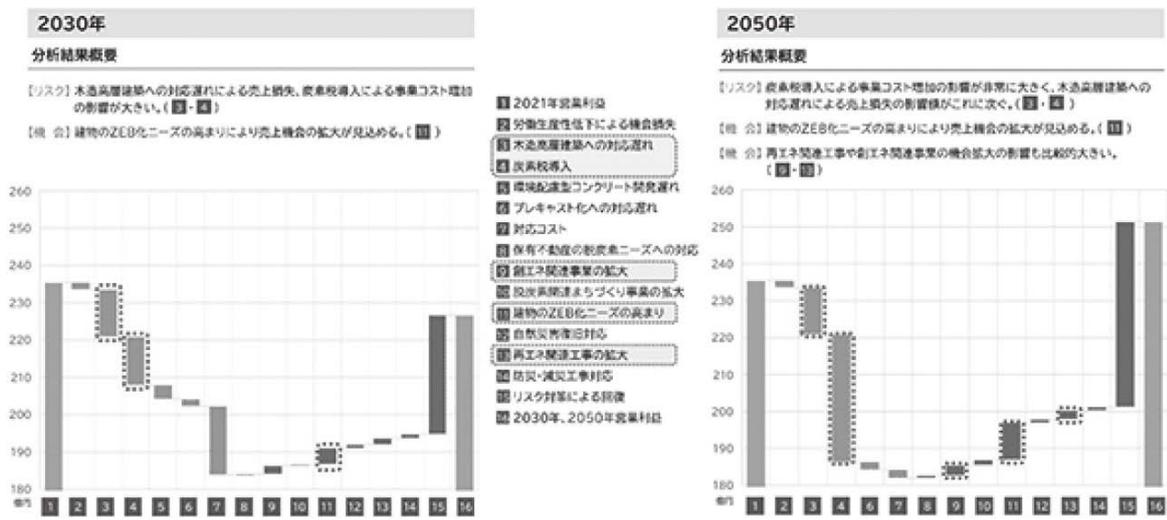


図1 1.5°Cシナリオに基づく事業インパクト評価

(出典:「西松建設株式会社 第86期有価証券報告書」)



図2 4°Cシナリオに基づく事業インパクト評価

(出典:「西松建設株式会社 第86期有価証券報告書」)

1.5 留意事項

金融庁は、2024年3月29日に、「令和5年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」を公表した¹¹⁾。こちらは、好事例集とは反対に、課題のある事例を紹介し、どの点に課題があるのかを説明し、それを踏まえて、留意事項等を述べる内容に

なっている。留意事項等の一例を紹介すると、図3のようなものがある。

課題のある事例の課題の部分を最低限クリアする内容については「～に留意する」という結びで、開示をより好ましいものにするプラスアルファの内容については「～が考えられる」という結びで記載されている。

【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】

- リスク管理では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程について記載することに留意する。サステナビリティに関する企業の取組の開示では、全般的に、サステナビリティ関連のリスクに関する企業の取組だけではなく、機会に関する企業の取組の開示も求められており、リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程だけではなく、サステナビリティ関連の機会についても、このような過程を記載することに留意する。(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)a)
- リスク管理については、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なリスク管理に加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を識別、評価及び管理するための過程についても記載することが考えられる。

図3 留意事項の実際の記載

(出典：「令和5年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」)

1.6 小 括

TCFD開示の援用は、改正開示府令の記載上の注意の文言だけではどのように記載してよいかわからないなかで、記載の一方針を与えているといえる。

好事例集により、実際の開示例を取り上げて投資家等からのフィードバックを伝えつつ紹介されることによって、踏襲しうる詳細な先例の取組みができ、企業がサステナビリティ情報の開示に関する取組みを進める大きな補助になっているといえる。実際、これにより急激に一定の水準が形成されているように感じられる(もちろん、各企業の可能なペースでということではある。例えば気候変動による財務影響の定量的な把握は困難であり、好事例集2023に掲載された西松建設の例にて行われていたからといって2024年3月期から同じ業界の企業が同程度の開示をするにまでは至っていない。また、業種によって、あるいは項目によって、財務影響を把握することが困難な場合もあり、それにつき定量的な把握をすることは一層困難を伴う)。

留意事項は、適法・違法とは別に、最低限守るべきラインを示すものであることが伺われる。留意事項の要求を下回る開示をする企業は少ないと考えられるため、こちらも一定の水準を形成する効果を持っているといえる。

このように、TCFD開示という下地となるべきフレームワークを示した上で、積極的に好事例を提示し、消極的に下限を示す2つのアプローチにより、フリーハンドかに見られた記載欄に、一様ではないものの、詳細度において一定の水準を超えるパターンが既に形成されているように思

われる。いずれのパターンも、シナリオ分析等のTCFD開示の考え方がなるべく詳細に体现するという方向である。

そして、SSBJ基準においても、例えば「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号 気候関連開示基準(案)」¹²⁾においては、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」について開示することについてはコア・コンテンツとして記載事項とされており、「戦略」の箇所において「気候関連のリスク及び機会」やシナリオ分析を基に評価された「気候レジリエンス」の開示が求められているなど、SSBJ基準は上記のように形成されつつあるパターンの延長にあるものといえる。

2. サステナビリティ情報開示におけるマテリアリティ

2.1 シングルマテリアリティとダブルマテリアリティ

財務報告と同様に、サステナビリティ報告の開示に際して、何が重要性(マテリアリティ)があるかについて企業が評価を行う必要があるが、ダブルマテリアリティ(環境・社会問題が企業に与える影響に加え、企業活動が環境・社会に対して与える影響という二つの観点から重要性を判断する考え方)と、シングルマテリアリティ(環境・社会問題が企業の事業活動や業績に対して与える影響に鑑みて重要性を判断する考え方)という2つの異なる考え方がある(図4)。

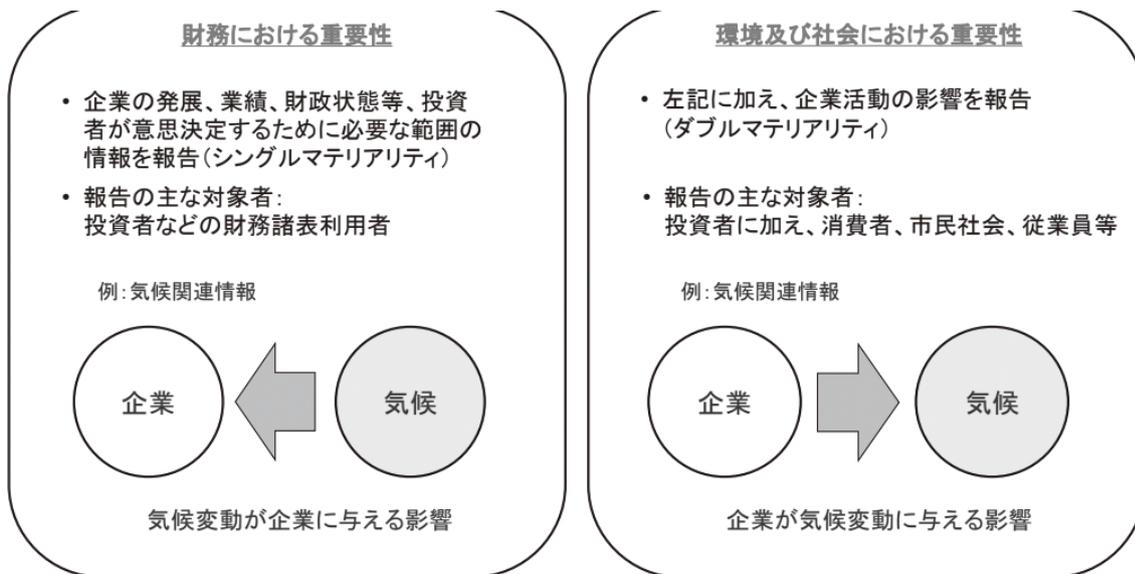


図4 シングルマテリアリティ、ダブルマテリアリティのイメージ図

(出典:「第2回 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ (令和3年度) 事務局説明資料② (サステナビリティに関する開示 (1))」¹³⁾)

2.2 金商法の下で法制化される開示

ISSB基準では、シングルマテリアリティの考え方がとられており、SSBJ基準にもそれが引き継がれるものと考えられる。また、金商法のサステナビリティ情報開示の過渡期である現在において、方針を示す役割を果たし、今後SSBJ基準の中で活かされていくと考えられるTCFD開示もシングルマテリアリティの考え方によっている。金商法に基づく企業情報開示が、投資判断に必要な財務影響に関する情報を投資家に対して提供するための制度であることもあり、シングルマテリアリティの考え方のもと、日本のサステナビリティ開示は今後一層精緻化されていくことが見込まれる。

2.3 ESRS

「欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)」とは、欧州において2023年1月に発効された「企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)」で求められるサステナビリティ情報について、具体的な開示事項を定めている基準である。

ESRSのマテリアリティは、ダブルマテリアリティに基づいて評価される。ESRSは投資家以外のステークホルダーへの情報提供をも目的としていることが影響している。

なお、財務への影響額という視点で行う財務的マテリアリティ評価より、企業活動が人や環境に対してどのような影響を与えるのかという視点で行うインパクトマテリアリティ評価の方が判断が難しいといわれる。

2.4 TNFD

TNFDとは、自然関連財務情報開示タスクフォースのことであり、TCFDの自然関連情報版であると説明される。TNFD最終提言では財務マテリアリティアプローチの適用を提言しつつ、開示する企業がダブルマテリアリティを適用したい、もしくはする必要性があれば、インパクトマテリアリティアプローチを追加してもよいとされている。

2.5 小 括

私が学生時代にイメージしていた企業活動が環境・社会に対して与える影響については、日本金商法のもとで整備中のシングルマテリアリティの考え方を基にした枠組みでは記載を要求されない事項であり、その枠組みは金商法の基本的な考え方とも整合している。

他方、開示フレームワークによっては、ダブルマテリアリティの考え方を採用したり、採用しうるものとして存在している。

3. これからもサステナビリティ情報開示に取り組む立場として

ここまで見てきたように、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示は、特に気候変動については、ISSB基準やTCFD開示に由来するシングルマテリアリティの考え方に基づく枠組みを取り入れて、発展していく

ものと予測されている。もっとも、サステナビリティに関する項目は、時間の経過とともに企業価値に影響を与え、財務諸表にも取り込まれると説明するダイナミックマテリアリティの考え方（具体的には、「企業が環境や社会に与える影響」は短期的には企業業績に影響がないとしても、環境や社会に悪影響を与える企業行動はNGO団体やメディア報道が問題視することで、政府や規制当局から新たに規制が課されることになり、結果的に企業業績にも影響が及ぶとする考え方）もあるように、「企業が環境や社会に与える影響」と「環境や社会が企業に与える影響」は、中長期的にみれば一体不可分のものであると考えうる。そのため、今の私としては有価証券報告書の開示書類における開示項目が、シングルマテリアリティ、ダブルマテリアリティの区別や、金商法のもともとの考え方を前提にしつつも拘りすぎず、国内外の議論や法状況からして、その時々合理的と考えられる限度で、変わりうることにも留意しつつ、そのような議論をしっかりと追いかけて、サステナビリティ情報開示に向き合っていきたいと考えている。

2024ed01_04.pdf

- 13) 「第2回 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）事務局説明資料②（サステナビリティに関する開示（1）」
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/siryoku/20211001/02.pdf

【参考文献】

- 1) 本連載でも、第30回「サステナビリティ情報開示の動向」(https://jcsr.jp/pdf/shinso_30.pdf)において、その状況が説明されている。
- 2) 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について：金融庁（[fsa.go.jp](https://www.fsa.go.jp)）参照
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>
- 3) サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示基準の公開草案を公表 | サステナビリティ基準委員会（[ssb-j.jp](https://www.ssb-j.jp)）を参照
https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html
- 4) 「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」参照
https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/2024_0404_ssbj.pdf
- 5) 「金融審議会ディスクロージャー WG 報告（2022年6月）を踏まえた内閣府令改正の概要」
<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability01.pdf>
- 6) 「西松建設株式会社 第86期有価証券報告書」
https://ssl4.eir-parts.net/doc/1820/youho_pdf/S100R536/00.pdf
- 7) 「記述情報の開示に関する原則（別添） — サステナビリティ情報の開示について —」
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/07.pdf>
- 8) 「【簡易版】TCFDシナリオ分析実践ガイド」
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/TCFD_senryaku_guide_kanni.pdf
- 9) 「記述情報の開示の好事例集2022」
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/03.pdf>
- 10) 「記述情報の開示の好事例集2023」
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231227/05.pdf>
- 11) 「令和5年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-9/01.pdf>
- 12) 「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号 気候関連開示基準（案）」
<https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/>